第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画に係る取組等

| 項目 | 家庭自立促進計画に係る取組等 計画の内容 (主な取組) | | 1 | 令和4年度の取組 | | | 2 進步評価区分 | - 3 課題◆、今後の取組予定等◇ | 4 5 | |
|---|--|--|---|---------------------------------------|--|------------|---|--|-------|---------|
| ~- | 日同心と記古、(丁・9-17/4四) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → R3 → R4 | O BARBEY. 7 BX V JANEET AC TV | ## #4 | 関係調 |
| 1 就業支援1) 関係機関の連携による就 | ┃ ∤業支援 | | | | | | | | | |
| ア ・母子家庭等就業・自立 支援センターによる支援 | ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相 談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援 を行います。 | ・ひとり親サポートセンター (旧 母子家庭等就業・自立支援センター) 事業 相談件数 11,825件(就業以外含む。)(前年度比+197件) 就職者数(A) 91人 (前年度比+9人) 求職登録者数(B) 298人 (前年度比+61人) 〇【指標】ひとり親サポートセンターによる就職率(A/B) 30.5% (前年度比-4.1%) 就業支援セミナー 3回 23人 (前年度比-9人)・母子・父子自立支援プログラム策定事業策定件数 29件(前年度比+15件) | ・相談者の求職活動に支障が 生じた。 | ・オンライン相談にも対応できる体制を整備している。(R2〜継続) | ・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を求める方が増加。 ・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)。 | - | ○ → ◎ → ○ | ◆求職登録者と企業との雇用のミスマッチへの対応 ◆求職登録しても、企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えている。 ◇HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。 ◇求職登録者だけで無く、企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供する。 | 0 0 |) こども家原 |
| イ ・ハローワークなど関係 支援機関との連携 | ・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおか ジョブステーション、ハローワーク、マザーズハ ローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合 わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。 | ・関係機関との情報共有 静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議 会での事業周知 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施) 住宅支援資金の貸付 全県76件(前年度比+54件) うち県所管39件(前年度比+29件) ・ハローワークのひとり親全力サポートキャン ペーン、求職者支援制度の周知 ・ひとり親サポートセンターから相談者に対し、 ハローワーク登録やしずおかジョブステーション の書類作成や面接指導などの支援の利用を勧め た。 | | ・オンライン相談にも対応でき る体制を整備している。(再 掲) | ・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を求める方が増加。・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)。(再掲) | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◆ハローワーク等関係機関とのより効果的な連携方法の検討 ◇ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン、求職 者支援制度との協働 ◇静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を通じ た静岡労働局やハローワークへの事業周知 ◇SNSを活用して関連事業の周知を行い、利用の促進を図 る。 | 0 0 |) こども家原 |
| | 業と求職者とのマッチングを支援します。 | ・しずおかジョブステーション 県が設置するしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就労を支援する。 しずおかジョブステーション利用者13,145人 (前年度比-3,502人) | _ | - | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇しずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた 求職者の就職を支援する。 | | 労働雇用政 |
| 2) 事業主の理解促進と求人 | 開拓Ⅰ・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象 | ・労働法セミナーにおける周知 | | | | | | ◆事業主の理解促進を促す機会の増加 | | 4 |
| ・求職者と企業のマッチング促進 | としたセミナーの場において、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知します。 | 7) MILE C 7 1 - 10017 WILLIAM | _ | _ | _ | _ | 0 - 0 - 0 | ○商工会議所寅務理事・事務局長会議や労働法セミナー等で | | こども家 |
| ・求職者と企業のマッチ ング促進 | ・母子家庭等就業・自立支援センターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。 | を配置 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数 29件(前年度比+15件) (再掲) | _ | _ | ・求職登録者のうち、在職中 で現職より条件の良い求人を 求める方が増加。 (再掲) | _ | 0 → 0 → 0 | ◇HPやSNSを活用してひとり親サポートセンターや自立支援 プログラム事業の周知を行い、利用の促進を図る。(再掲) | 0 |) こども家 |
| ・求職者と企業のマッチング促進 | ・しずおか人材確保サポートデスクが求人開拓を行う際に、事業主にひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、積極的な雇用を促します。 | ・しずおか人材確保サポートデスクコーディネーター9人(前年同) 移住・就業支援金対象 支援企業数841社(前年度比+67社) | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇しずおか人材確保サポートデスクにおいて、移住・就業支援金対象企業の採用活動支援等を実施し、静岡県での移住・ 就労を希望するひとり親家庭の方を含めた求職者への就労の 支援を行う。 | | 労働雇用政 |
| イ ・事業主の理解促進 | ・母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。 | ・ひとり親サポートセンター事業 企業訪問件数 433件(前年度比-76件) ○【指標】ひとり親サポートセンターが開拓した 求人の件数 668件 (前年度比-59件) | ・企業側の希望で訪問件数は 減少した。 ・業務のオンライン化が進 み、営業所が減少。 | ・郵送等、対面以外の方法で事業主に依頼。 (R3〜継続) | _ | _ | • → ○ → ○ | 「静岡県次世代育成支援企業(こうのとりカンパニー)」として認証された企業や厚労省「はたらく母子家庭・父子家庭・父子家庭・大会、「子育でサポート企業(くるみん認定企業)」(ハローワークの求人に表示)、静岡市の「多様な人材の活躍応援事業所」表彰、浜松市の「子育で応援企業紹介」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業へ、ひとり親家庭への事業主の理解とひとり親が希望する就労条件等に合った求人枠確保の協力を求めていく。 | 0 | こども家 |
| ・事業主の理解促進 | ・企業における女性活躍の取組を推進するため、経営者や人事労務管理者等が女性の就業や登用促進に対する経営的メリットへの理解を深め、自ら実践できるよう、働きかけや啓発を行います。 | 多様な働き方の導入について学ぶ経営者向けセ | _ | _ | _ | _ | $\bigcirc \rightarrow \bigcirc \rightarrow \bullet$ | ◇働き方の見直しや多様で柔軟な職場環境づくりに関する経営者向けセミナーを開催し、企業における多様な人材の取組推進を図るとともに、セミナー開催の広報先の拡大を図る。 | | 労働雇用政 |
| | ・子育てに優しい職場環境づくりに取り組む県内企 業等を「子育てに優しい企業」として表彰し、その 優れた取組を県内企業等に周知します。 | | - | _ | - | - | O → O → O | ◇企業表彰を受けた優れた取組を紹介するための事例集を作成し、県内企業をはじめ、全国の大学等イクボス講座等を通じて広く周知する。 | | こども未済 |
| ・子育てしやすい職場環境づくりの促進 | 立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行う。また、男性が家事や育児に関わることの重要性や共働きをしながら夫婦で家事育児を円滑に行えるよう一般向けにも講座を実施する。 | | _ | ・オンライン形式による講座を 実施した。 | _ | _ | ● → ◎ → ◎ | ◇オンライン形式による講座の実施を積極的に実施し、企業等が受講しやすい環境を整備する。 | 0 | こども未 |
| ・子育てしやすい職場環境づくりの促進 | ・女性等が働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します | ・多様な働き方導入推進事業 アドバイザー派遣 42社(前年度比-40社) | _ | _ | _ | _ | | ◇職場環境づくりを支援するアドバイザーを派遣し、企業の 実践的な取組を支援する。 | | 労働雇用政 |
| ・子育てしやすい職場環境づくりの促進 | 9。 ・テレワークの導入を推進するためのセミナーを開催するなど、多様な働き方が選択できる制度の導入 を支援します。 | ・テレワーク導入促進セミナー事業 製造業、建設業、医療・福祉業界について、業 種別の導入事例セミナー 3回延べ92人 ・テレワーク推進人材養成事業 社内のテレワーク推進人材の養成講座 全3回 2コース 31名(重複除く) | _ | _ | _ | _ | 0 → 0 → 0 | ◇業種別のテレワークセミナー及び企業におけるテレワーク 導入の推進人材を養成する講座を開催し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援する。 | | 労働雇用政策 |

| | | | 1 令和4年度の取組 | | | | | 2 進移評価区分 2 細原魚 A 4 4 7 円 4 2 子 4 4 4 | | | 4 | | |
|-----------------|--|---|------------------|--|-----------|------------|----|--------------------------------------|--------|---|----|----------|---------|
| 項目 | 計画の内容(主な取組) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 | → R3 | → R4 | - 3 課題◆、今後の取組予定等◇ | 影響 | 物価 影響 | 関係課 |
| (3) 安定した就業に結びつく | 資格取得・技能習得の支援 | | | | | | | | | | | / | |
| | ・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支 給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当 額を支給します。 | ・自立支援教育訓練給付金 全県64件(前年度比-9件)うち町分2件(前年度比- 1件) ・高等職業訓練促進給付金等 全県162件(前年度比+56件)うち町分17件(前年度 比+9件) ・ひとり親サポートセンター資格取得・職業訓練 についての相談件数447件(前年度比+2件) | _ | _ | _ | _ | 0 | → C |) → () | ◇SNSを活用して制度の周知を図る。 ◇令和5年度も高等職業訓練促進給付金の支給要件を緩和 し、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取 得のための修業を促進する。 ◇町の福祉担当へ支援制度を周知し、町在住者への情報提供 を促す。 | | | こども家庭課 |
| ・就業に向けた資格取得の支援 | す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。 | ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施) 入学準備金、就職準備金の貸付 全件9件(前年度比-20件)うち県所管5件(前年度 比-15件) | _ | - | - | - | • | → C |) → () | ◇HPやSNSを活用して貸付制度と母子・父子自立支援プログラムの周知を行い、利用の促進を図る。 | * | | こども家庭課 |
| | ・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための 講座受講費の一部を支給します。 | | _ | - | - | - | • | → • | → • | ◆制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSの活用や関係部署との連携により、制度の周知を図る。 ◇受講開始時給付金の支給割合を増やし、受講開始時の負担 軽減を図ると共に、通学制の場合、上限額を増額するよう制度変更し、制度の活用を促進する。 | | | こども家庭課 |
| ・就業に向けた技能習得の支援 | ・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、 ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を 開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキル アップを支援します。 | ・ひとり親サポートセンター事業 登録販売者講習(R2〜)15人(前年度同)、パソコン研修(東部・西部2回開催)19人(前年度比+8人) | _ | ・定員を減らし密を避ける等、 感染対策をして講習会を開催し た。 | _ | _ | 0 | → C |) → ○ | ◇ひとり親のニーズを踏まえ、開催地域にも考慮して、事業を継続する。 R5年度は登録販売者講習を東部と西部の2会場に拡大して定員を増やし実施する。 | | | こども家庭課 |
| ・就業に向けた技能習得の支援 | ・ひとり親の就職を支援するため、技術専門校※において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。 ※令和3年4月に工科短期大学校が開校 | ・離職者等再就職支援事業 ひとり親(母子家庭の母等)優先コース 3コース(前年度比±0コース) 定員53人(前年度比-17人)※一般受講者含む 受講者27人(前年皮比-15人)※一般受講者含む 受講者27人(前年比度-15人)※一般受講者含む 託児サービス付きコース 85コース(前年度比-1コース) 託児利用者14人(前年度比-1人) 託児児童15人(前年度比人±0人) | _ | _ | _ | _ | 0 | → C |) → () | ◇ひとり親(母子家庭の母等)が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。 ◇雇用のセーフティネットとして、離転職者訓練を着実に実施していく。 | - | 1 | 職業能力開発調 |

R2 R3 R4 増減 R2割合(%) R3割合(%) R4割合(%) R3→R4増減

⑤ 1 3 1 -2 5.9 17.6 5.9 -11.7

○ 12 13 14 1 70.6 76.5 82.4 +5.9

◆ 4 1 2 1 23.5 5.9 11.8 +5.9

17 17 17 17 100 100 100.1

| | | | 1 | 令和4年度の取組 | | | 2 進步評価区分 | 0 777 4 4 4 4 7 4 7 4 7 4 7 4 | 4 | .5 | |
|----------------------------------|--|--|-------------------------------------|---|-------------------------------------|--|--------------|--|---------|----------|--------|
| 項目 | 計画の内容(主な取組) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → R3 → R4 | 3 課題◆、今後の取組予定等◇ | 影響 | 物価 影響 | 関係課 |
| 施策2 経済的支援 | | | | | | | | | | | |
| (1) 手当の支給・福祉資金のア・ひとり親家庭の事情に即した支援 | 貸付 ・所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給 します。 | ・県内受給者数 20,287人(うち町分1,236人) (前年度比-944人、-71人) | ・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が進んでいると 推測される。 | ・児童扶養手当現況届の申請を 郵送でも対応することとした。 | ・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が進んでいると推測される。(再掲) | ・児童扶養手当受給者等に 「低所得の子育て世帯に対す る子育て世帯生活支援特別給 付金(ひとり親分)」を支給 した(全額国庫負担)。 | 0 -> 0 -> 0 | ◇国の物価高騰対策として、児童扶養手当受給者等に「低月 得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給(全額国庫負担)。 ◇消費者物価指数の実績値の上昇に伴う児童扶養手当の月額 上限額の引上げ(2.5%程度)に対応する。 | ٨. | 0 | こども家庭課 |
| | ・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。 | | ・貸付けや償還についての相 談が依然として多い傾向。 | ・希望に応じて、母子父子寡婦 福祉資金の償還期間を猶予し た。(国通達あり)(R2〜継 続) | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇各家庭の事情に即した適切な貸付け及び相談を実施する。 ◇母子父子募婦福祉資金貸付金において、「生活資金」の対象に家計急変者を新たに追加する。また、一部資金の限度額の上方修正に対応する。 | 寸 | | こども家庭課 |
| (2)経済的負担の軽減 | | | | | | | | | | | |
| | ・ひとり親家庭の子どもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。 | ・ひとり親家庭就学支援事業 8市5町183人(前年度比+2町、-51人) | - | - | _ | - | 0 - 0 - 0 | ◇地域による差が出ないよう、実施及び未実施の市町の実態 を把握し、全市町での取組を促す。 | X X III | | こども家庭課 |
| | ・高等学校等における就学支援金による授業料の支 援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に 応じた授業料減免に対する助成等を行います。 | | ・授業料の納付が困難となる家庭が生じた。 | ・新型コロナウィルス感染症の 感染拡大に伴い、失業等に起因 した家計急変(収入減少)によ り授業料の納付が困難となった 場合に、当該保護者への授業料 減免を行った私立学校に対して 助成を行った。 私立高等学校等授業料減免(家 計急変)補助金 932千円(前年 比十745千円) | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇令和5年度から年収700万円以上820万円未満の世帯を対象に、全国私立高校の平均授業料を勘案した水準の半額となる198,000円まで減免を行うよう県の授業料減免制度を拡充する。(R4 年収700万円以上800万円未満を対象) ◇奨学給付金に係る非課税世帯への給付額を増額する。 | Ĩ. | | 私学振興課 |
| | ・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。 | | | 奨学給付金については、家計が 急変した世帯を昨年度同様支給 対象とした。 | _ | - | | ◇奨学給付金に係る非課税世帯(第1子分)について、令和 5年度は3千円増額(年額)する。 | П | | 高校教育課 |
| ウ・医療費の助成 | ・ひとり親家庭の親と子どもの医療費負担を、市町とともに軽減します。 | ・ひとり親家庭等医療費助成 144,114件(前年度比+1,170件) | _ | _ | _ | _ | 0 - 0 - 0 | ◇負担軽減のための助成事業を実施する。 | | | こども家庭課 |
| (3) 養育費確保の支援 | | | | | | | | | | | |
| ア・養育費や面会交流に関する普及啓発 | ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保や面会交流を支援します。 | ・ひとり親サポートセンター事業 ○【指標】 <u>養育費等に関する相談の利用者数 139人</u> (前年度比-2人) [無料弁護士相談22回] 養育費・面会交流相談 1,221件(前年度比-61 件) | 養育費の減額申し入れがある ケースや支払い停止のケース | ・通常、対面で行っていた無料 弁護士相談を電話相談での対応 も可とした | | _ | ◎ → ◎ → ○ | ◇相談を必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。 ◇SNSを活用して定期的に周知する。 | | 0 | こども家庭課 |
| ・養育費や面会交流に関する普及啓発 | ・養育費は子どもの権利であることについての啓発を強化することにより、離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の取得率向上を図ります。 | | _ | _ | _ | - | 0 - 0 - 0 | ◆離婚を考えている方に対するアプローチ方法の検討 ◇HPやSNSを活用し、養育費は子どもの権利であることについて周知する。 | | | こども家庭課 |
| ・養育費や面会交流に関する普及啓発 | ・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、子どもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。 | | - | ・感染リスクがなく、参加への 心理的ハードルが低いオンライ ン講座とした。 | _ | - | O → O → O | ◆離婚を考えている方への効果的な周知方法の検討 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を 図る。 ◇SNSを活用して、配信している養育費に関する動画を周知 | | | こども家庭課 |
| イ ・相談員の資質向上 | ・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び面会交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。 | | _ | ・養育費等に関する研修会の講話をリモートで聴講した。 | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | する。 ◇市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員 も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や 相談支援に連携して取り組むよう働きかけていく。 ◇市町、県健康福祉センター、ひとり親サポートセンターへ 養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内する。 | 5 | | こども家庭課 |
| | <u> </u> | <u> </u> | | L | l . | 1 | D2 D2 D4 | 増減 R2割合(%) R3割合(%) R4割合(%) R3→R4増減 | | 1 | |

R2 R3 R4 增減 R2割合(%) R3割合(%) R4割合(%) R3→R4增減
③ 1 1 0 -1 11.1 11.1 0 -11.1
○ 8 8 9 +1 88.9 88.9 100 +11.1
● 0 0 0 +0 0 0 0 +0.0
9 9 9 100 100 100 100

| 項目 | 計画の内容(主な取組) | | 1 | 令和4年度の取組 | | | 2 進捗評価区分 | 3 課題◆、今後の取組予定等◇ | 4 | 5 纳 価 | |
|--------------------------|---|--|--|--|-----------|------------|--------------|---|--------|-----------------|---------|
| | HI III O I 3 II (LE SOPPOIE) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → R3 → R4 | blows A. A. De a shorter 2 No. 2 | 影響 | 影響 | 関係課 |
| 施策3 子育て・生活支援 (1)子育て支援 | | | | | | | | | | \vdash | |
| ア・仕事と子育でを両立きる保育サービスの充 | | ・ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣 406回 (市含む) (前年度比-95件) ・家庭生活支援員養成研修 1回 ・広報用チラシを作成し、町へ配布 | _ | - | - | - | ● → ○ → ○ | ◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。 ◇SNSを活用して支援制度を周知し、利用促進を促す。 | fi] | | こども家庭課 |
| ・仕事と子育てを両立きる保育サービスの充 | | | _ | _ | _ | - | 0 → 0 → 0 | ◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。 | | | こども家庭課 |
| ・仕事と子育てを両立きる保育サービスの充 | ・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。 | た30市町に運営費等を助成 | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇引き続き、ファミリー・サポート・センター運営費を助成し、アドバイザーの資質向上研修については子育て未来ママスター研修のフォローアップ研修と一体開催とすることで、住民相互の協力により、仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実を図っていく。 | 1 | | こども未来課 |
| イ・放課後児童クラブに ける支援 | ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。 | | _ | _ | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。 | | | こども家庭課 |
| ・放課後児童クラブにける支援 | 成するとともに、支援員の養成と資質向上のための 研修を行います。また、「放課後子供教室」と連携 | ・支援員養成の研修を開催し412人(前年度比-21 | _ | 研修事業については、引き続 き、必要な感染症対策を行った 上で実施。 | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇放課後児童クラブの運営費助成や、支援員の養成研修及で 資質向上研修を実施し、放課後児童クラブを運営する市町を 支援していく。 | | | こども未来謝 |
| ウ・リスクを抱えた母子対する支援 | ・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。 | ・妊娠SOSサポート事業 電話・メールによる相談 182件(前年度比+71件) 産科受診等支援(R2~) 0件(前年度比-1件) | _ | _ | _ | _ | • → • → ○ | ◆相談が必要な方へタイムリーに支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 ◇妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるように、相談窓口の周知に努める。 ポスターや周知用カードの配案のほか、県保健所が学校の 板頼を受けて実施している配春期講座の中で、引き続き周気 する。また、生活困窮相談窓口や医療機関、薬局などとも返 携して周知していく。 | ō ⊅ | | こども家庭訓 |
| ・リスクを抱えた母子対する支援 | ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。 | ・市町母子保健担当者に対する研修 7回(前年度比+1回) ・支援機関のネットワーク構築 11回(前年度比+1回) | ・研修会等は、プログラムを縮小したり、会場を増やすことで、1会場の参加者数を減らして感染拡大防止策をとり、またWeb も活用した。・・ネットワーク構築は、医療機関等から出席できずに中止にした会議もあった。 | | - | - | ○ → ○ → ○ | ◇市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。 ◇支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。 | | | こども家庭訓 |
| (2) 住宅確保の支援 | | | | | | | | | | | |
| ア・県営住宅への優先みの促進 | ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、寡婦(寡夫)控除を差し引いた収入で計算します。 | | _ | 経済や業績の悪化により収入が 減少した場合は、直近1か月の 収入により、申請月の翌月から 家賃を減額した。 | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を 実施する。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際 は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算する。 | | | 公営住宅課 |
| ・民間賃貸住宅への円な入居の促進 | ・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。 | ・静岡県居住支援協議会への情報提供 | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◆市町単位の居住支援協議会の設立 ◇市町単位の居住支援協議会の設立のため、伴走型支援とし で国と連携し、有識者や不動産事業者等との意見交換会を行 い、合わせて住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定数の 増加を図る。 | 丁 | | 住まいづくり課 |
| ウ・母子生活支援施設にける支援 | ・DV(配偶者等からの暴力)を受けている等の理由で子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。 | | _ | _ | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇母子の保護及び自立を継続して支援する。 | | | こども家庭課 |

| -== | | | 1 | 令和4年度の取組 | | | 2 | 進捗評価区分 | 0 === A A A A B A B A A A | 4 | .5_ | |
|---------------------|---|--|------------------|---|---------------|-------------|------|--------|--|----|------------|--------|
| 項目 | 計画の内容(主な取組) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → | R3 → | —3 課題◆、今後の取組予定等◇ R4 | 影響 | - 物価 影響 | 関係課 |
| (3) 子どもの居場所づくりの | | | | | | | | | | | | |
| ア・子どもの学習支援 | ・ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンド(児童訪問援助員)※や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを支援します。 | ・ひとり親家庭へのホームフレンド等派遣 45回(前年度比+7回) ・市町の居場所づくりへの補助 1市1町(前年度比-1市町) | _ | _ | - | - | • → | • → | ◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。(再掲) ◇SNSを活用し、支援制度を周知し、利用促進を促す。 | IJ | | こども家庭課 |
| ・子どもの学習支援 | ・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。 | 「ふじのくに型学びの心育成支援事業」 ・通所型の学びの場の提供 参加者100人(前年度比-20人) ・合宿型の学びの場の提供 参加者39人(前年度比-1人) | _ | 合宿型について、合宿を1日の 体験事業に変更するなど、コロナ禍においても、必要な支援を 継続した。 | | _ | • → | 0 → | ◆支援者が事業を利用したほうがよいと判断する子どもが事業に参加しておらず、事業に参加できない理由及び背景を分析し、きめ細かな支援を行う必要がある。 ◇ひきこもり等、子どもの個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うなどの取組を強化する。通所型学習支援参加でもなった。大学習を持ちなどのできるよう支援する。で学習支援やするとが主体的に進路先を考えることができるよう支援等ともるなど、ケースワーカーの助言により、ラ支援を有るをといることが記させる。大学では最近できるよう支援を表して経過を表してある。とが主体的に進路先を考えることが習りといる。「というとは、大学ののは一般要を表して、大学の一方のの知識に対している。「というとは、大学では、大学のの主には、大学の高校生世代を対象としてを記されている。「というとは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学を受いている。 | | | 地域福祉課 |
| ・子どもの学習支援 | ・子どもが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。 | ・「しずおか寺子屋」推進事業 14市町94箇所で実施(前年度比+1市町+26箇所) 学生支援員参画52人(前年度比+8人) | つあるが、第6波~第8波の | ・「学校の新しい生活様式」等の各種衛生管理マニュアルに だって感染に配慮しながら実施した。 ・感染拡大を受け、「しずおか 寺子屋」の開催の取りやめや規 模縮小をする市町があった。 | | - | | | ◆実施市町の拡大に向け、地域の実情に合わせた普及・導入 支援 ◇令和5年度は16市町94箇所で実施予定 | 0 | | 社会教育課 |
| イ ・地域の居場所づくりの 支援 | ・地域住民や民間団体等による子ども食堂等の居場所づくりについて、実践者等を対象としたセミナーの開催、アドバイザー派遣、支援者と実施団体のマッチング促進等により、運営を支援します。 ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集し、団体等に対して助成を行います。 | +88か所) | 休止、規模や回数を縮小する | F・セミナーは、感染リスクがなく、参加への心理的ハードルが低いオンライン講座と会場型の併用で開催した。 | 約3割の運営団体が物価高騰 | <i>t</i> =. | | 0 - | ◇子どもの居場所の担い手に対する助言・相談や運営資金の支援等に取り組み、子どもの居場所の数の更なる拡大を図る。 ◇物価高騰の影響を受ける子ども食堂に対し、令和4年度に引き続き、開催実績に応じた支援金を交付する。 ◇セミナーにおいて、食材や資金の確保方法などを学ぶ担し手の育成のほか、ひきこもりや学校を長期欠席している子ともの居場所づくりを実践している方を講師とするなど、様々な運営ノウハウを提供し、多様な居場所づくりの立上げを支援していく。 | | 0 | こども家庭課 |

R2 R3 R4 增減 R2割合(%) R3割合(%) R4割合(%) R3→R4增減
© 1 1 2 1 7.1 7.1 14.3 +7.2
O 9 11 11 0 64.3 78.6 78.6 +0.0
■ 4 2 1 -1 28.6 14.3 7.1 -7.2
14 14 14 100 100 100

| 項目 | 計画の内容(主な取組) | | 1 | 令和4年度の取組 | 41 | 41 | 2 進捗評価区分 | 3 課題◆、今後の取組予定等◇ | 4 30+ | 5 - 物価 関係課 |
|--------------------------|---|---|--|--|-------------------------------|---|--|---|----------|---------------|
| 施策4 安心につながる支援 | | 実績 | 新型コロナワイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → R3 → R4 | | 影響 | 影響 関係課 |
| (1) 相談・支援体制の充実と | | | | | | | | | | |
| ア ・ライフステージに対応 した相談・支援 | ・母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員等が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。 | ○【指標】ひとり親サポートセンターにおける相 談件数 11.825件(前年度比+197件)(再掲) LINEや行政、他の相談機関からの紹介により利用 お増加した。 離婚前の方からの相談が増加した。 ○【指標】仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合18.0%(前年度比一 9.7%) ・母子・父子自立支援員 相談件数 8,346件(前年度比-151件) ・母子・父子福祉協力員 相談件数 1,934件(前年度比-243件) ・母子・父子自立支援員 相談件数 1,934件(前年度比-243件) ・母子・父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 を受き、父子自立支援員 | _ | ・希望に応じて、母子父子寡婦福祉資金の償還期間を猶予した。(国通達あり)(R2〜継続)・夜間等にSNSによる相談ができる「ひとり親あんしんLINE相談」を開始。(R2年8月〜) | ・生活困窮に関する相談の増加(食糧支援、生活費、家賃など) | ・LINEによる相談受付日を週3日から週4日に拡充を行った。(R4.7月末~) | | ◆LINE相談の利用者の増加 ◇LINEによる情報発信を強化し、相談機能と併せてアピール することで、登録者の増加を図る。 ◆母子・父子自立支援員、母子・父子福祉協力員の認知度向 上 ◇母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員につい て、SNSを活用した周知を図る。 ◇母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員につい て、民生委員・児童委員に周知 | | ○ こども家庭課 |
| ・ライフステージに対応 した相談・支援 | ・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。 | ・ひとり親あんしんLINE 友だち登録者数 1,880人(前年度比+1,155件)相談件数 192件(前年度比+56件) ・ひとり親のライフプラン相談(R2~)相談件数 32件(前年度比+10件) ・ライフプランニングに関する資料作成 | | ・オンラインまたは電話相談で 対応した。 | _ | ・キャンセルで生じた枠を別日に新たに相談日として追加 した。 | 0 -> 0 -> 0 | ◆家計相談したい方への効果的な周知方法、生活支援につながる事業内容の検討 ◇市町収納担当部署、保育担当部署への協力を得て周知する。 | | ○ こども家庭課 |
| ・ライフステージに対応 した相談・支援 | ・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを 抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い 出せるよう支援するため、専門の相談員による女性 のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施 します。 | ・あざれあ女性相談 電話相談 5,467件 (前年度比+741件) 面接相談 (DVその他暴力) 331件 (前年度比-79件) インターネット相談 316件 (前年度比+42件) ・あざれあ男性相談 電話相談 133件 (前年度比+14件) | 的困難などの相談が寄せられ た。 ・コロナ禍により、人とつな がる機会がなくなり、孤立を 深めた方からの相談が増加し た。 | | _ | _ | $\bigcirc \rightarrow \bigcirc \rightarrow \bigcirc$ | ◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。 ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講 義・スーパービジョン等)を行う。 ◆女性相談のインターネット相談終了、電話回線増設終了に より、対応できなくなった相談者への対応 | 0 | 男女共同参画課 |
| ・ライフステージに対応した相談・支援 | ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を 行うため、関係者研修会の開催等により、市町にお ける子育で世代包括支援センターの設置を促しま す。 | | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◆多様なニーズに対応できるよう相談支援を担当する職員の質の向上や子育て世代包括支援センターへ専門職を配置するなど相談体制の機能を強化する必要がある。 ◇子育て世代包括支援センターの機能強化に向けた従事者の育成や専門職配置に関する相談支援を行っていく。 | 5 | こども家庭課 |
| ・ライフステージに対応した相談・支援 | ・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高 校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の 制度について、リーフレットを作成、ホームページ 掲載等により周知し、相談に応じて的確な情報提供 を行います。 | ・将学絵付全の由語王続き等について旦ホーム | 家庭が生じた。 | ・新型コロナウィルス感染症の 感染拡大に伴い、失業等の家計 急変により授業料の納付が困難 となった場合の助成制度につい て学校を通して周知した。 | _ | _ | | ◇従来紙媒体にて配布していた助成制度の概要リーフレットを県ホームページへ掲載することで、より効果的な制度周知を図る。 ◇奨学給付金の申請手続き等について県ホームページへ掲載し、保護者からの間合せに対応する。 | П | 私学振興課 |
| ・ライフステージに対応した相談・支援 | ・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じて的確な情報提供を行います。 | | 保護児童生徒援助費補助金の | | _ | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇市町が実施する就学援助について必要な周知を行う。 | 0 | 義務教育課 |
| ・ライフステージに対応した相談・支援 | ・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高 校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の 制度について、学校を介した家庭へのリーフレット 配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応 じて的確な情報提供を行います。 | 「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支 | 影響により家計が急変する世帯への対応が昨年度同様必要となった。 | 奨学給付金等については、家計 急変制度のリーフレット配布や ホームページ掲載等により周知 し、相談に応じて的確な情報提 供を行った。 | _ | _ | | ◇制度改正があった場合は、常に最新の情報をリーフレット の配布やホームページに掲載することで周知を図っていく。 | | 高校教育課 |
| ・ライフステージに対応した相談・支援 | ・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するよう、 自立に向けた支援や、本人の状態に応じた継続的な 相談支援を実施します。 | 町) ・一時生活支援事業 28市町で実施(前年度比+2市町) ・家計改善支援事業 33市町で実施(前年度同) | 談支援機関への相談件数について、令和2年度は急増したが、令和3年度以除、件数自体は令和2年度と比較すると落ち着いている。しかし、依然としてコロナ前の相談件数を上回っている。住居確保給付金の支給金額について、令和2年度は446,063千円に対し、令和3年度は214,726千円(前年度比49.7%)だっ | ・令和2年度に構築したWEBによる一体的な相談体制(医療・法律・福祉の専門家)を活用し、複合的な課題を有する相談への対応を行った。 | _ | _ | $\bigcirc \rightarrow \bigcirc \rightarrow \bigcirc$ | ◆生活困窮者には、長期間未就労者、二一とついる方がの就労困難度の高い人の割合が年々大きくなっし、要因を抱える支援対象である。 様々な就労阻害要と抱える支援対象である。 課題に応じたきめ細かな支援が重要により、もとも産保給付金体の申請や生活保護を増加していることが、とも産保給付金を抱えていた生活困窮者からの相談、住居、相談を充実する必要がある。 ◇困難事例への対公を創設するなど、支援員を支えるかりける事門構築していたもの相談のもの相談に応じたもの対公を創設するなど、支援員を支えるの対公を制設するなど、支援員を支えるの対公を制設するなど、支援員を支えの対したが、ないの方が、ないの方を構築しているの対し、生活困窮者からの相談に応じの医療、対の方が、ないのでは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して | | 地域福祉課 |

| | ひまっちゃ /ナトをむ) | | 1 | 令和4年度の取組 | | | 2 進捗評価区分 | 2 智斯本 人从心即如又中体人 | 4 5 | |
|-----------------------------------|--|--|---|--|-----------|-------------------|--------------|---|-----------|----------|
| 項目 | 計画の内容(主な取組) | 実績 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響 | 新型コロナウイルス感染拡大への対応 | 物価高騰による影響 | 物価高騰に対する対応 | R2 → R3 → R4 | | コロナ 物価 影響 | 関係課 |
| ・ひとり親家庭に対する 支援制度の周知 | ・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、ホームページに掲載し、周知します。 | ・「明日のしあわせを願って」の発行と配布 7,000部 ・こども家庭課ホームページ、ひとり親あんしん LINE相談ホーム画面に掲載 | _ | _ | - | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇SNSの活用等により一層の周知を図る。 | | こども家庭課 |
| ・ひとり親家庭に対する 支援制度の周知 | ・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、 地域版の制度案内の作成を促します。 | ・支援制度をまとめた資料データの共有 ・支援制度をまとめたチラシの作成、配布 | - | - | - | - | 0 -> 0 -> 0 | ◇市町と資料データを共有し、支援制度利用者への周知を 図っていく。 | | こども家庭課 |
| ・ひとり親家庭に対する 支援制度の周知 | ・各種相談に携わる支援者に、母子家庭等就業・自立支援センターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。 | | _ | _ | _ | _ | 0 → 0 → 0 | ◇相談機関や保育施設等に対してひとり親支援機関の周知を 図っていく。 | | こども家庭課 |
| ウ・市町との好事例の共有 | ・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。 | ・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元(再掲) ・ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元 | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の 温度差を縮小する。 ◇ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その 結果を市町へ還元する。 | | こども家庭課 |
| (2) 父子家庭の相談体制整備 | tion of the control o | | | | | | | | | |
| ア・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備 | ・・ 日子家庭等就業・自立支援センターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置します。 | | _ | _ | - | - | 0 -> 0 -> 0 | ◆相談員の資質向上 ◇関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。 ◇SNS等を活用して窓口の周知をする。 | | こども家庭課 |
| ・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備 | ・父子家庭も支援の対象であることを明確にするため、支援機関や関連事業の名称を再検討します。 | ・支援制度の案内に父子家庭も対象に含むことを 明記 | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇父子家庭も対象に含むことを明確にするため事業名や周知 方法に配慮する。 | | こども家庭課 |
| ・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備 | ・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。 | ・あざれあ男性相談 電話相談 133件(前年度比+14件)(再掲) | ・コロナ禍により、人とつながる機会がなくなり、孤立を 深めた方からの相談が増加した。 | ・研修会をオンライン・会場型の併用で開催した。 | _ | _ | | ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講 義・スーパービジョン等)を行う。(再掲) | 0 | 男女共同参画課 |
| ・父子家庭に向けた情報発信 | ・父子家庭も追加対象となった支援制度等について情報を集約し、ホームページ等で周知します。 | ・SNSやホームページにおける支援制度についての 広報 家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関 するオンライン講座、ライフプランニング相談な ど父子の利用増 | _ | _ | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◆父子家庭に向けたより効果的な情報発信方法の検討 ◇SNSを活用して一層の周知を図る。 | | こども家庭課 |
| (0) (777) = 10.77 = 10.15 = 10.15 | 6.6.4.107 | | | | | | | | | <u> </u> |
| (3) 個別の状況に応じた多様 | ▼な支援 ・静岡県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親同 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ・静岡県ひとり親福祉連合会(旧 静岡県母子寡 | | ・交流の機会を県内での活動に | | ・食料支援といったフードパ | | ◆静岡県ひとり親福祉連合会の会員増、よりよい活動内容の | | |
| ・ひとり親同士の相談機会の提供 | 士が交流し、日頃の悩みを打ち明けられる場を提供 します。 | 婦福祉連合会)が交流会等を実施 ・静岡県ひとり親福祉連合会の公式LINEアカウント の作成、LINEでの情報発信 | - | 制限して実施 | - | ントリー事業を定期的に実施(4回) | ● → ● → ○ | 検討 ◇活動内容の充実や、母子会に加入していないひとり親の方も参加できる交流会等の実施を促す。 | 0 0 | こども家庭課 |
| ・DV被害者等の支援に 向けた関係機関の連携 | ・女性のための相談及び男性のための相談並びに専 門相談員による面接相談を実施します。 | DV相談件数 ・あざれあ女性相談 電話・インターネット相談 528件(前年度比+5件 面接相談 331件(前年度比-79件) ・あざれあ男性相談 電話相談6件(前年度比+4件) | た方も、在宅時間の増加等、)環境が変化したことでストレ | ・家族の在宅時間の増加等により、電話がしにくい方でも相談しやすいよう、女性相談ではインターネット相談を行った。(再掲)・感染対策徹底のため、固接相談を換気等が可能な会場に変更した。 | _ | _ | ○ → ◎ → ○ | ◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。(再掲) ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講 義・スーパービジョン等)を行う。(再掲) | 0 | 男女共同参画課 |
| ・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携 | ・DV被害者等、困難な課題を抱えていたり、自己 肯定感が低いひとり親が、自らの力を発揮して課題 を解決し、自立への一歩を踏み出せるよう、配偶者 暴力相談支援センター(女性相談センター)、母子 生活支援施設、女性相談窓口及び母子家庭等就業・ 自立支援センター等、関係機関が連携して、精神的 ケアや自立支援に取り組みます。 | ・女性相談センター等における相談実施 | りの低下に伴う家庭内の閉塞 | ・消毒、検温、マスクの着用 等、必要最低限の感染予防対策 をした上で対面相談を実施し | _ | _ | 0 -> 0 -> 0 | ◇関係機関が連携して精神的ケアや自立支援に取り組む。 | 0 | こども家庭課 |
| | | | | | | | | | | |

R2 R3 R4 増減 R2割合(%) R3割合(%) R4割合(%) R3→R4増減

◎ 4 4 2 -2 23.5 23.5 11.8 -11.7

○ 12 12 15 3 70.6 70.6 88.2 +17.6

● 1 1 0 -1 5.9 5.9 0 -5.9

17 17 17 100 100 100